

くすのきプラーザ通信 141号



出雲市男女共同参画センター(くすのきプラーザ) 〒693-0011 出雲市大津町 2096-3
TEL:22-2055 FAX:22-2157 E-mail: women@local.city.izumo.shimane.jp

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」週間です

夫・パートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力は相手を自分の思い通りにコントロール(支配)するための手段です。暴力がない関係を作るためには相手との対等な関係作りが重要になります。

心を傷つけることも暴力です。
ひとりで抱えず、最初の一步を

いつも家で怒鳴られて...毎日つらいです。
おつらいですね。殴る・蹴るがなくても、暴力です。精神的暴力になります。
私が悪いと思っていました。
あなたは悪くありませんよ。

恋人がたまに怖くて...こんなことも相談できますか?
もちろんです。恋人とのこと、話してください。

部活の先輩がノリで身体を触ってきます。いやだと言いくて...
いやだと思ふことをされるのはつらいですね。
どうしたらよいか一緒に考えましょう。

DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別をとわず、相談できます。

性犯罪・性暴力	配偶者・交際相手からの暴力
<small>内閣府 性暴力被害者支援センター</small> <small>24時間</small> <small>「Cure Site」</small> <small>(ホットライン)</small> 	<small>警察庁 配偶者・交際相手からの暴力</small> <small>相談センター</small> <small>「くすのき」</small>
#8891	#8103

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

DV は体への暴力だけではなくありません

DV には心への暴力、経済的な暴力、性的な暴力、ネットでの暴力もあります。中でも心への暴力の回復には長い時間がかかります。

- ・ひどい言葉でののしる
- ・おどし・無視
- ・束縛 など心への暴力です。



被害を受けたあなたは悪くない 暴力はふるう方が悪いのです

DV 被害者は「自分が悪かったから暴力を受けたと自分を責める」傾向があります。暴力について打ち明けられた際「ふるわれた方にも原因がある」ということは、被害者を再度傷つけます。(これを「二次被害」といいます。)
「話してくれてありがとう」、「あなたは悪くない」を繰り返し伝えてください。

Youtube で動画も公開されています。
動画のリンクはこちら⇒

デートDV防止
出前講座

若者が DV の被害者にも加害者にもならないように、正しい知識や暴力の無い、対等な関係作りを学びます。お問い合わせ：くすのきプラーザ ☎ 22-2055

「性犯罪に関する法改正等」と「こども・若者の性被害防止」の ためにできること

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者のこころとからだに長期にわたり有害な影響を及ぼす行為であり、大人になってからも長くそのトラウマに苦しめられることも指摘されています。今年7月に性犯罪に関する法律の改正等が行われ、性犯罪に対する処罰のルールが大幅に変更されています。

性犯罪に関する法改正のポイント

- ①強姦性交等罪は「不同意性交等罪（同意がない性行為は犯罪となりうる）」に改正
- ②性交同意年齢が16歳未満に引き上げ
- ③わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪（グルーミング・・・性的目的でこどもを手なづけコントロールすること）
- ④性的な画像の盗撮は「撮影罪」
- ⑤性犯罪の公訴時効期間が延長



被害は性別を問わず起こります！

「男性や男児が性被害にあうはずがない」、「男性なら抵抗できるはず」。こんな思い込みはありませんか？

被害は性別にかかわらず誰にでも起こりえます。

望まない性行為は性暴力です。



身近な大人ができること

こどもが小さいときから、次のことを伝えましょう。

- ◎水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない・触らせないこと
- ◎イヤな触られ方をされそうときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいいこと
- ◎自分という存在は大切に扱われる存在であり、また相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること
- ◎こども自身が保護者には知られたくないと感じる場合でも、ワンストップ支援センターなど、信頼できる大人に相談できる場所があること

こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃から家庭内でコミュニケーションをとり、こどもの気持ちをよく聴いてあげてください。

被害を打ち明けられたら

大人・身近な人に気を付けてほしいこと

- *「そんなことはありません」と被害者の話を疑ったり、否定しないにしましょう。
- *「あなたも悪かった」「あなたが不注意だった」「～しなければ良かった」など被害者の落ち度を責めないでください。
- *「たいしたことはない」、「早く忘れてしまえばよい」など被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしたりしないでください。



男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン

利用できる人：男の子とその保護者など

フリーダイヤル 0120-210-109

【相談できる日・時間】

毎週金曜日・土曜日 夕方4:00～夜9:00

12月23日までの
専門ダイヤルです

（出典・参考：内閣府 HP）

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された
- 飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた
- 痴漢にあった

あなたは何かありません。相談できる場所があります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ

性犯罪被害相談電話（警察） ハートさん #8891

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター キュアタイム #8103

内閣府 男女共同参画局

多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる時代へ

島根県と県内市町村が共同で開始します
パートナーシップ宣誓制度
2023年(令和5年)10月1日 受付スタート!

島根県パートナーシップ宣誓書受領カード

島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。島根県はお二人の関係を証明する受領カードを交付し、日常生活の様々な困りごとの場面で活用されるよう取り組んでいきます。

私たちからのメッセージ

誰もが自分らしく生きられる島根に
性的少数者の方々は、偏見や差別により自分の性を明かせず、生きづらさを抱えておられます。ひとりひとりの個性を尊重し、多様性を認め合って、笑顔で暮らせる社会をつくっていきましょう。

お問い合わせ 島根県環境生活部人権同和対策課 人権啓発推進センター(松江) TEL: 0852-22-6051
西部人権啓発推進センター(浜田) TEL: 0855-29-5503

性的マイノリティ

L レズビアン
G ゲイ
B バイセクシュアル
T トランスジェンダー
Q クエスチョニング

女性を好きになる女性
男性を好きになる男性
男女を好きになる人
心と体の性が一致しない人
心の性や恋愛対象が揺れ動いたり、どちらかに決めたくない、わからない。

世界の同性婚の動き

- 1989年 デンマーク
世界で初めて同性カップルに登録パートナーシップ法の制定 (2012年同性婚法制化)
- 2001年 オランダ
法律上の同性同士の結婚が実現
- 2023年9月現在
35の国・地域で同性婚が可能

(出典参考: 認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ)

日本のパートナーシップ制度

日本では2015年に東京都渋谷区・世田谷区でパートナーシップ制度が開始。2023年5月現在、5171組のカップルが登録し、328の自治体でパートナーシップ制度が実施されています。

(認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ調べ)

LGBTQ の人の割合は、左利きや血液型が AB 型の人と同じ割合と言われています。

左利き 血液型がAB型

多様な性だけでなく、や動きやすさ、過ごしやすさの面からも配慮された制服も導入されています。



パートナーシップ宣誓制度で
できること



お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

- ・公営住宅の入居の申し込み
- ・一部の医療機関での家族同様の面会 等に利用できます。

詳しくは島根県パートナーシップ宣誓制度ホームページへ

【問合せ先】

人権啓発推進センター(松江) ☎: 0852-22-6051

西部人権啓発推進センター(浜田) ☎: 0855-29-5503

動画も公開中

しまねっこちゃんねる
動画のリンクはこちら→



